



三重県公報

令和6年11月8日 (金)

第 565 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
759	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
760	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
761	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障がい福祉課)	3
762	身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師からの指定の辞退の届出	(同)	3
763	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
764	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	5
765	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
766	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	6
767	三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示	(出納局)	6
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	同件	(同)	8
	ふぐ処理者試験の実施	(食品安全課)	9
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	9
	三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(イノシシ)及び同計画(ニホンジカ)の策定	(獣害対策課)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	10
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	10
	土地区画整理組合の定款の変更認可	(都市政策課)	10
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	10
収 用 委 公 告			
	土地収用法の規定による収用又は使用の裁決手続の開始決定	(収用委員会)	11
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(人事課)	11

告 示

三重県告示第 759 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470506748	ヘルパーステーションレインボー	三重県津市美杉町八知 1430 番地	合同会社レインボー	令和 6 年 11 月 1 日	訪問介護
2470704350	アクア松阪訪問介護	三重県松阪市駅部田町 319 番地	株式会社スタッフシユウエイ	令和 6 年 11 月 1 日	訪問介護
2471400933	ヘルパーステーション 優愛	三重県いなべ市北勢町麻生田 3387-2 ホクセイドリーム 1D 号室	株式会社ルユノス	令和 6 年 11 月 1 日	訪問介護
2460390350	n a n o 訪問看護ステーション鈴鹿	三重県鈴鹿市中江島町 17-10 プラドール 92 101 号室	株式会社 n a n o ヘルスクエア	令和 6 年 11 月 1 日	訪問看護
2460790351	アクア松阪訪問看護	三重県松阪市駅部田町 319 番地	株式会社スタッフシユウエイ	令和 6 年 11 月 1 日	訪問看護
2460890250	訪問看護事業所はだし	三重県伊勢市大世古 1 丁目 8 番地 28	一般社団法人はだし	令和 6 年 11 月 1 日	訪問看護
2461290203	訪問看護ステーション ジュエル	三重県伊賀市桐ヶ丘 5 丁目 185 番地	合同会社 t a k e R o o t	令和 6 年 11 月 1 日	訪問看護
2463190070	紀宝町訪問看護ステーション	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 1190 番地	紀宝町	令和 6 年 11 月 1 日	訪問看護
2471301628	福祉用具レンタルすなお	三重県名張市梅が丘北三番町 276 番地	株式会社すなお	令和 6 年 11 月 1 日	福祉用具貸与
2472200852	ショートステイ 真菰の郷	三重県三重郡菰野町永井 456 番地 1	社会福祉法人悠和会	令和 6 年 11 月 1 日	短期入所生活介護

三重県告示第 760 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460390350	n a n o 訪問看護ステーション鈴鹿	三重県鈴鹿市中江島町 17-10 プラドール 92 101 号室	株式会社 n a n o ヘルスクエア	令和 6 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2460890250	訪問看護事業所はだし	三重県伊勢市大世古 1 丁目 8 番地 28	一般社団法人はだし	令和 6 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2461290203	訪問看護ステーション ジュエル	三重県伊賀市桐ヶ丘 5 丁目 185 番地	合同会社 t a k e R o o t	令和 6 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2463190070	紀宝町訪問看護ステーション	三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 1190 番地	紀宝町	令和 6 年 11 月 1 日	介護予防訪問看護
2471301628	福祉用具レンタルすなお	三重県名張市梅が丘北三番町 276 番地	株式会社すなお	令和 6 年 11 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2472200852	ショートステイ 真菰の郷	三重県三重郡菰野町永井 456 番地 1	社会福祉法人悠和会	令和 6 年 11 月 1 日	介護予防短期入所生活介護

三重県告示第 761 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名	担当する障害分野
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	伊藤 成弘	心臓機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	中島 英貴	音声言語機能障害 肢体不自由
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	中村 俊太	ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	津田 和彦	平衡機能障害 音声言語機能障害 肢体不自由
松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望 102	平松 大典	心臓機能障害
藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424 番地 1	角田 哲也	平衡機能障害 音声言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 心臓機能障害 呼吸器機能障害
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2 丁目 174	山脇 正裕	じん臓機能障害
鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町 112-1	水門 瞳	視覚障害

三重県告示第 762 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の名称	所在地	医師氏名
医療法人 永井病院	津市西丸之内 29-29	橋本 宇史
医療法人 永井病院	津市西丸之内 29-29	永井 康興
医療法人 永井病院	津市西丸之内 29-29	牧野 茂行
医療法人 永井病院	津市西丸之内 29-29	吉川 和也

三重県告示第 763 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスポ四日市富田
 四日市市西富田町字大宮田 249 ほか 2 筆
- 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市中村区岩塚町字西枝 1 番地の 1	中野 義久
株式会社あかのれん	愛知県名古屋南区内田橋一丁目 3 番 19 号	伊藤 瑛祐
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外洲二丁目 38 番地	河合 映治
有限会社掬川	四日市市西富田町字大宮田 249 番 12 号	川村 正道

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社あかのれん	愛知県名古屋南区内田橋一丁目 3 番 19 号	伊藤 瑛祐
株式会社ココカラファインヘルスケア	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社セリア	岐阜県大垣市外洲二丁目 38 番地	河合 映治
有限会社掬川	四日市市西富田町字大宮田 249 番 12 号	川村 正道
未定	—	—

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	40.76 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	180.00 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	131.88 m ²	縦覧による
合 計	352.64 m ²	

(変更後)

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設 1	40.76 m ²	縦覧による
荷さばき施設 2	180.00 m ²	縦覧による
荷さばき施設 3	131.88 m ²	縦覧による
荷さばき施設 4	20.00 m ²	縦覧による
合 計	372.64 m ²	

- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマナカ	午前 9 時 30 分	午後 11 時
株式会社あかのれん	午前 9 時 30 分	午後 9 時
株式会社ココカラファインヘルスケア	午前 9 時 30 分	午後 11 時
株式会社セリア	午前 9 時 30 分	午後 9 時
有限会社掬川	午前 9 時 30 分	午後 9 時

(変更後)

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社あかのれん	午前 7 時	午後 9 時
株式会社ココカラファインヘルスケア	午前 7 時	午後 11 時 30 分
株式会社セリア	午前 7 時	午後 9 時
有限会社掬川	午前 7 時	午後 9 時
未定	午前 7 時	午後 11 時 30 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 9 時から午後 11 時 30 分まで
駐車場 2	午前 9 時から午後 11 時 30 分まで

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 6 時 30 分から翌午前 0 時まで
駐車場 2	午前 6 時 30 分から翌午前 0 時まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 3	午前 6 時から午後 10 時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 3	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 4	午前 0 時から午前 6 時まで

3 変更年月日

- 2(1) 令和 6 年 10 月 18 日
- 2(2) 令和 7 年 6 月 19 日
- 2(3) 令和 6 年 11 月 30 日

4 変更理由

- 2(1) 小売業者変更のため
- 2(2)及び(3) 店舗運営計画の見直しのため

5 届出の日

令和 6 年 10 月 18 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 11 月 8 日から令和 7 年 3 月 10 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 764 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 165 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市中村町字前岡 717 番 4 地先内	旧	12.3~16.9	49.1
	新	12.3~21.6	49.1

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 滝之原美旗停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
名張市新田字針之木 166 番 1 地先内	旧	4.8~4.9	10.8
	新	7.8~7.9	10.8

三重県告示第 765 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	員弁郡東員町大字長深字屋敷 911 番 3 地先から 員弁郡東員町大字長深字東守 2522 番 9 地先まで	令和 6 年 11 月 18 日
県道 四日市員弁線	員弁郡東員町大字長深字東守 2522 番 8 地先から 員弁郡東員町大字長深字屋敷 907 番 1 地先まで	令和 6 年 11 月 18 日
一般国道 422 号	多気郡大台町滝谷字枇杷掛 405 番 2 地先から 多気郡大台町滝谷字枇杷掛 407 番 1 地先まで	令和 6 年 11 月 15 日
一般国道 422 号	北牟婁郡紀北町島原字上垣内 878 番 2 地先から 北牟婁郡紀北町島原字中道 848 番 1 地先まで	令和 6 年 11 月 15 日
県道 三戸紀伊長島停車場線	北牟婁郡紀北町島原字上垣内 878 番 2 地先から 北牟婁郡紀北町島原字中道 848 番 1 地先まで	令和 6 年 11 月 15 日

三重県告示第 766 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	365 号	員弁郡東員町大字長深字屋敷 911 番 3 地先から 員弁郡東員町大字長深字塩辛 1701 番 1 地先まで	令和 6 年 11 月 18 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 767 号

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。
 令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示
 三重県収納代理金融機関の指定（平成 4 年三重県告示第 450 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1	三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略) 株中京銀行 //		1	三重県収納代理金融機関 (略) (略) (略) 株中京銀行 <u>三重県内所 在の店舗</u>	<u>ただし、マルチペ イメントネットワ ークの収納サービ スを利用した収納 事務については、 この限りでない。</u>
	(略) (略) (略)			(略) (略) (略)	
2	(略)		2	(略)	

附 則

この告示は、令和 6 年 12 月 23 日から施行する。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
伊勢市
- 2 調査を行った期間
平成 30 年 6 月から令和 3 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊勢市（宮川 1 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊勢市宮川 1 丁目地内ほか
- 5 認証年月日
令和 6 年 10 月 24 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
伊勢市
- 2 調査を行った期間
平成 28 年 11 月から平成 31 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊勢市（有滝 2 地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊勢市有滝町地内
- 5 認証年月日
令和 6 年 10 月 24 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証し

ました。

令和6年11月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間
平成31年4月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称
鈴鹿市（磯山Ⅰ調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鈴鹿市磯山三丁目地内ほか
- 5 認証年月日
令和6年10月24日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年11月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
鈴鹿市
- 2 調査を行った期間
令和2年8月から令和5年3月まで
- 3 成果の名称
鈴鹿市（甲斐・竹野調査区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
鈴鹿市甲斐町地内ほか
- 5 認証年月日
令和6年10月24日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年11月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
朝日町
- 2 調査を行った期間
平成29年12月から令和6年2月まで
- 3 成果の名称
朝日町（東廻り①-3地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
朝日町東廻り地内
- 5 認証年月日
令和6年10月24日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和6年11月8日

三重県知事 一見勝之

- 1 調査を行った者の名称
川越町

- 2 調査を行った期間
平成30年7月から令和3年3月まで
- 3 成果の名称
川越町（亀崎②地区）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
川越町亀崎新田地内
- 5 認証年月日
令和6年10月24日

三重県食品衛生法施行条例（令和2年三重県条例第53号）第8条第1項第1号の規定によるふぐ処理者試験を次のとおり実施します。

令和6年11月8日

三重県知事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
ア 1日目 令和7年1月28日（火）	ア 午後1時30分から 午後4時まで	ア 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校
イ 2日目 令和7年1月29日（水）	イ 午前9時30分から 午後5時まで	イ 津市大谷町240 学校法人大川学園 三重調理専門学校

※ 試験の終了時刻は、受験者数により変更することがあります。

2 試験方法

- 1日目 学科試験及び実技試験（ふぐの種類鑑別）
- 2日目 実技試験（ふぐの処理及び臓器鑑別）

3 受験申込書の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間
令和6年12月2日（月）から同月12日（木）まで
- (2) 受付場所
県内各保健所
郵送による受付もいたします（令和6年12月12日当日消印有効）。
なお、土曜日及び日曜日の受付はいたしません。

4 受験申込書の請求先

県内各保健所

5 その他

この試験についての問い合わせは、受験申込書の請求先にしてください。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町3044番地10）の定款の変更を認可しました。

令和6年11月8日

三重県知事 一 見 勝 之

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）及び同計画（ニホンジカ）を次のとおり策定しましたので、同条第4項で準用する同法第4条第5項の規定により公表します。

令和6年11月8日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）にあつては農林水産部獣害対策課、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所及び熊野農林事務所に、同計画（ニホンジカ）にあつては農林水産部獣害対策課、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所及び伊賀農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 6 年 9 月 10 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
亀山市関町坂下及び同市関町沓掛

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 8 月 30 日に終了した旨、鈴鹿市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市東磯山二丁目

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、菰野インター周辺地区土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称及び事務所の所在地
菰野インター周辺地区土地区画整理組合
菰野町大字菰野 1099 番地
- 2 事業施行期間
令和 2 年 7 月 14 日から令和 15 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区
菰野町大字潤田字新宮、字六花林、字春日、字検定、字大久保、字新起、字六大、字長林、字桜木、字蓮池、字中堀及び字土山の各一部並びに菰野町大字音羽字南山、字田福、字南道山及び字古堤の各一部
- 4 設立認可の年月日
令和 2 年 7 月 14 日
- 5 変更認可の年月日
令和 6 年 11 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 10 月 22 日	伊賀市下神戸字風切 1799-1 の一部及び柘川字晝出 849-1 の一部	伊賀市古郡 546-1 株式会社キタモリ 代表取締役 北森 浩貴

収用委公告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により、次のとおり収用又は使用の裁決手続の開始を決定しました。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県収用委員会会長 森 田 明 美

- 1 起業者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関二丁目 1 番 3 号
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川淀川水系名張川改修工事（三重県名張市黒田字下川原地内）及びこれに伴う特別高圧送電線鉄塔移設工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
（土地の所在） 三重県名張市黒田字下川原地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測		
2704 番	雑種地	宅地	1618	1647.50	510.11	135.70

- 4 土地所有者の氏名及び住所
株式会社向陽 代表取締役 辻本 林一郎
東京都狛江市中和泉一丁目 5 番 5-305 号
ただし、土地登記記録上の住所 大阪市住之江区安立二丁目 8 番 21 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
株式会社イトマンスイミングスクール 代表取締役 永瀬 昭幸
東京都新宿区西新宿一丁目 6 番 10 号
土地賃借権
- 6 裁決手続の開始を決定した日
令和 6 年 11 月 1 日

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 6 年 11 月 8 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 令和 6 年度三重県人材マネジメントシステム統合サーバ移行及び運用保守業務
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
総務部人事課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 6 年 10 月 24 日
- 4 契 約 の 相 手 方 愛知県名古屋市中区錦一丁目 17 番 1 号
日本電気株式会社東海支社 支社長 吉田 治展
- 5 契 約 金 額 154,339,460 円（うち消費税及び地方消費税 14,030,860 円）
- 6 決 定 手 続 随意契約
- 7 随 意 契 約 の 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号に該当

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
